資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月十日であり、株主総会の決議は、平成三十年三月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年三月七日

掲載頁　六十一頁（号外第四十七号）

平成三十年三月二十九日

大阪府寝屋川市香里北之町一番一―六〇一号

プレジャー株式会社

代表取締役　前田　真志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一百五十万円減少し一百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年三月二十九日

岡山県津山市高野本郷八五八番地

有限会社田口工業所

代表取締役　田口　修

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十九日

札幌市中央区大通西九丁目三番地三三

株式会社ＩＮＤＥＴＡＩＬ

代表取締役　坪井　大輔

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十九日

東京都中央区日本橋人形町三丁目三番六号

ロジザード株式会社

代表取締役　金澤　茂則

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十九日

東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号

株式会社コーチ・エィ

代表取締役　鈴木　義幸

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることに致しましたので公告します。

また、合わせて株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、いずれも効力発生日は平成三十年五月一日付であり同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十九日

東京都葛飾区水元三丁目九番一一号

株式会社大洋電設

代表取締役　穴澤　辰幸

限定承認公告

本籍静岡県静岡市駿河区向敷地五〇番地二、最後の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字坂下二三番地の一メゾン坂下一三号

被相続人　亡　永井　久男

右被相続人は平成二十九年十二月五日死亡し、その相続人は平成三十年三月十九日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

大阪市中央区今橋一丁目七番一四号堺筋北浜宗田ビル七階有田・權野法律事務所

相続財産管理人　廣瀬美帆

代理人弁護士　有田　和生

平成三十年三月二十九日

東京都中央区日本橋人形町三丁目三番六号

ロジザード株式会社

代表取締役　金澤　茂則

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年四月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年三月二十九日

東京都千代田区九段南二丁目一番三〇号

株式会社コーチ・エィ

代表取締役　鈴木　義幸

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることに致しましたので公告します。

また、合わせて株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、いずれも効力発生日は平成三十年五月一日付であり同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年三月二十九日

東京都葛飾区水元三丁目九番一一号

株式会社大洋電設

代表取締役　穴澤　辰幸

限定承認公告

本籍静岡県静岡市駿河区向敷地五〇番地二、最後の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字坂下二三番地の一メゾン坂下一三号

被相続人　亡　永井　久男

右被相続人は平成二十九年十二月五日死亡し、その相続人は平成三十年三月十九日名古屋家庭裁判所半田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

大阪市中央区今橋一丁目七番一四号堺筋北浜宗田ビル七階有田・權野法律事務所

相続財産管理人　廣瀬美帆

代理人弁護士　有田　和生

平成三十年三月二十九日

本籍兵庫県小野市粟生町七八七番地一、最後の住所兵庫県芦屋市大桝町四番一五―三〇一号

被相続人　亡　河島　泰朗

右被相続人は平成二十九年八月十八日死亡し、その相続人は平成三十年三月十四日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十九日

兵庫県芦屋市大桝町四番一五―三〇一号

相続財産管理人　河島　利明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年十月六日付官報号外第二一七号の二十七頁に掲載されています。

平成三十年三月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

マクハリ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年十月六日付官報号外第二一七号の二十七頁に掲載されています。

平成三十年三月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

エスアイエム・ワン特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年十月六日付官報号外第二一七号の三十頁に掲載されています。

平成三十年三月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

エスアイエム・ツー特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年十月六日付官報号外第二一七号の二十七頁に掲載されています。

平成三十年三月二十九日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号税理士法人赤坂国際会計事務所内

マクハリ特定目的会社

取締役　山崎　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年十月六日付官報号外第二一七号の二十七頁に掲載されています。

平成三十年三月二十九日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号

関東レジデンシャル特定目的会社

取締役　堀　好一

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を一億三千万円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成三十年五月二日までに当社にご提出下さい。

平成三十年三月二十九日

東京都港区麻布台一丁目一一番九号

関東レジデンシャル特定目的会社

取締役　堀　好一

正誤

ページ	段	行	誤	正
五三	八	第一項	第一項	

平成十五年七月三十日（号外第百七十五号）公布法律第百三十一号（行政書士法の一部を改正する法律）

（印刷誤り）

平成三十年三月二日官庁報告欄官庁事項の部（特定保安林の指定の解除について）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九二	三		飯石郡飯南町	飯石郡飯南町

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月二十九日付第六九号二

月二十五日付衆会第三号二

五六ページ●同日付政府調達第五八号二四ページ●一四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）